



目次

告 示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	1
○国土調査の成果の認証 (2件) (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (8件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (3件) (")	3
公 告	
○令和2年度クリーニング師試験の実施 (食品・衛生課)	3
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	4
○警備員等に係る検定の実施	5
入札公告	
○一般競争入札 (勤務実績管理システム開発業務) の公告 (警察本部会計課)	6

告 示

高知県告示第484号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修 (以下「研修」という。) 及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習 (以下「講習」という。) の指定を令和2年5月28日付で次のとおり行った。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
令和3年1月31日 (日)
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 第2型研修及び講習の受付期間
令和2年12月9日 (水) から令和3年1月15日 (金) まで

- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第485号

高知市仁井田の一部地区、安芸市伊尾木の一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区並びに幡多郡黒潮町有井川、川奥及び上川口の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
(1) 高知市
(2) 安芸市
(3) 中土佐町
(4) 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
(1) 高知市仁井田の一部
平成26年度及び平成27年度
(2) 安芸市伊尾木の一部
平成28年度及び平成29年度
(3) 高岡郡中土佐町久礼の一部
平成25年度及び平成26年度
(4) 幡多郡黒潮町有井川、川奥及び上川口の各一部
平成26年度から平成29年度まで
- 成果の名称
(1) 高知市地籍図及び地籍簿
(2) 安芸市地籍図及び地籍簿
(3) 中土佐町地籍図及び地籍簿
(4) 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
令和2年6月23日

高知県告示第486号

吾川郡いの町小川縦ノ木山の一部地区及び高岡郡佐川町加茂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
(1) いの町
(2) 佐川町
- 調査を行った地域及び時期
(1) 吾川郡いの町小川縦ノ木山の一部
平成29年度及び平成30年度
(2) 高岡郡佐川町加茂の一部
平成26年度及び平成27年度
- 成果の名称
(1) いの町地籍図及び地籍簿
(2) 佐川町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
令和2年6月23日

高知県告示第487号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字曾ヶ谷丙4854番1から 高岡郡津野町芳生野字重岩丙4404番4まで	前	5.1 }	283
	後	18.3 }	
高岡郡津野町芳生野字曾ヶ谷丙4888番1から 高岡郡津野町芳生野字曾ヶ谷丙4908番2まで	前	7.5 }	455
	後	25.1 }	
		7.5 }	455
		30.9 }	

高知県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字清水谷甲1216番2から高岡郡佐川町字清水谷甲1216番イまで	前	7.0 } 12.0	80
	後	9.0 } 27.8	80

高知県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村島字下生994番1から安芸郡北川村島字中下生870番1まで	前	84.7 } 92.0	33
	後	85.9 } 92.0	33

高知県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市大谷字私屋敷210番5から土佐清水市大谷字尾崎329番1まで	前	4.1 } 32.8	460
	後	10.0 } 68.6	385
土佐清水市清水字唐蔭929番3番	前	13.2 } 59.4	542
	後	14.0 } 75.6	542

高知県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字北向山乙3334番3か		3.7	

ら 安芸郡東洋町野根字北向山乙3338番5まで	前	} 22.8	260
	後	} 39.3	260

高知県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市安芸ノ川字竹ノサコ甲698番1から安芸市安芸ノ川字エビスタ甲564番1まで	前	5.8 } 11.5	261
	後	7.1 } 15.1	261
安芸市安芸ノ川字シモヤシキ甲64番1から安芸市安芸ノ川字ホウノトウ甲62番1まで	前	4.0 } 9.9	112
	後	8.7 } 15.7	112

高知県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町米奥字佛ノ窪552番3から 高岡郡四万十町米奥字大上ゾリ754番1まで	前	3.0 }	420
	後	7.0 }	
		8.3 }	420
		12.5 }	

高知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東佐古字天狗瀧2141番1から 香南市野市町東佐古字天狗瀧2133番2まで	前	49.5 }	20
	後	62.5 }	
		45.0 }	20
		49.5 }	

高知県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大森字トホノ石101番8から 吾川郡いの町大森字トホノ石1番まで	170	令和2年6月23日

高知県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町森字長須瀧6438番1地先から 吾川郡仁淀川町森字長須瀧6473番2まで	136	令和2年6月23日

高知県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町神有字目尻山1174番9地先	109	令和2年6月23日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和2年度クリーニング師試験を次のとおり行う。
令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和2年9月3日（木）午前9時から
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
（2）旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類
（1）受験願書（県所定の様式によること。）
（2）履歴書（最終学歴を明記すること。）
（3）受験資格を証明する書類又はその写し（氏名に変更があつていときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があつていことを証明することができる書類）
（4）写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 5 受験願書の配付場所
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部食品・衛生課並びに高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間
令和2年7月13日（月）から同年8月3日（月）まで。ただし、郵送による場合は、令和2年8月3日付けの消印のあるも

のまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

- (1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
- (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）

8 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

9 試験手数料

7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（梶原北地区農村災害対策整備事業（用排水施設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月23日

高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年6月23日から同年7月21日まで

3 縦覧場所

梶原町役場

4 その他

この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年6月23日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和2年9月1日（火）から同月9日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和2年9月7日（月）から同月9日までの3日間

(4) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業

務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和2年8月3日（月）及び4日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和2年8月5日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

<p>令和2年8月11日(火)から同月13日(木)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先</p> <p>高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法</p> <p>受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。</p> <p>なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託</p> <p>講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p>	<p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第8号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>令和2年6月23日</p> <p>高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級</p> <p>貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間</p> <p>令和2年9月25日(金)午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所</p> <p>香川県高松市郷東町587番地1</p> <p>香川地域職業訓練センター</p> <p>3 検定の実施予定人員</p> <p>10人</p> <p>4 受検資格者</p> <p>高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法</p> <p>学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続</p>	<p>検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間</p> <p>令和2年8月11日(火)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法</p> <p>検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法</p> <p>受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付</p> <p>受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装</p> <p>警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装(ジャージ及びTシャツは、不可)とすること。</p> <p>(2) 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽</p> <p>エ 雨着(雨天時に使用する。)</p>
--	---	--

オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要な。)

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月23日

高知県警察本部長 熊坂 隆

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

勤務実績管理システム開発業務 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30

年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した特定役務の要求仕様に合致した業務を確実に履行することができることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110(内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年6月23日(火)から同年7月22日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月8日(水)午後1時30分

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月5日(水)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年8月4日(火)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規

則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した特定役務を履行することができることを証明する書類を令和2年7月22日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和2年7月15日(水)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Development of a work management system

(2) Deadline for the submission of documents to

certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 15 July 2020

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 5 August 2020

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 4 August 2020

(5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544

Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

(6) Others: As in the tender documentation